

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第2項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成18年経過措置規則 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則（平成24年鳥取県人事委員会規則第13号）による廃止前の平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）をいう。
- (2) 施行日 平成24年改正条例が施行される平成24年4月1日をいう。
- (3) 平成18年保障額 施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項第1号に定める割合を乗じないとしたならば受けることとなる給料の月額に1,000分の978（平成24年改正条例附則第2項の適用を受ける者にあつては1,000分の986、医療職給料表（1）の適用を受ける者にあつては1,000分の984）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）をいう。
- (4) 調整事項 平成18年経過措置規則第4条第1項各号に掲げる場合をいう。
- (5) 人事交流等職員 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなる職員で、国家公務員又は職員以外の地方公務員から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったものをいう。

(平成24年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 平成24年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	3級118号給から145号給まで
教育職給料表(1)	1級105号給から153号給まで
教育職給料表(2)	1級101号給から125号給まで
研究職給料表	1級108号給から152号給まで
医療職給料表(2)	2級80号給から105号給まで
医療職給料表(3)	2級104号給から157号給まで
海事職給料表	2級79号給から113号給まで

(平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員等)

第4条 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	1級1号給から3級145号給まで
教育職給料表(1)	1級1号給から2級24号給まで
教育職給料表(2)	1級1号給から2級36号給まで
研究職給料表	1級1号給から152号給まで
医療職給料表(1)	1級1号給から12号給まで
医療職給料表(2)	1級1号給から3級4号給まで

医療職給料表(3)	1級1号給から3級4号給まで
海事職給料表	1級1号給から2級113号給まで

2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、平成18年保障額と給料月額との差額（当該差額が2万円を超えるときは2万円）の2分の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額とする。

（平成24年改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第5条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（平成24年改正条例附則第3項に規定する職員を除く。）のうち施行日以後に調整事項に該当することとなった職員には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に調整事項に該当し、平成18年経過措置規則第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けていたとしたならば平成24年改正条例附則第3項の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（平成24年改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第6条 人事交流等職員（人事交流等職員となった日以後に調整事項に該当することとなった職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり、平成18年経過措置規則第5条第1項の規定の適用を受けていたとしたならば平成24年改正条例附則第3項の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員のうち人事交流等職員となった日以後に調整事項に該当することとなった職員には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたとしたならば前条の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第7条 平成24年改正条例附則第2項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。